

# 重大事態への対応マニュアル(徳島市国府小学校)

## ★いじめ事案発生★

### (1) 組織員の構成

#### ①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成:(校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談担当、学級担任、養護教諭)

#### ②外部人材を加えた組織

調査組織の構成:(スクールカウンセラー、学校評議員、青少年補導センター職員、少年補導職員、警察経験者(スクールサポーター)、学校医等)

### (2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応(対応者: 教頭)

## I 重大事態の発生(疑いを含む)

## II 所管教育委員会に報告する(学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)

## III 重大事態の調査組織を設置する(学校が調査の主体になった場合)

・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。

・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。

・②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。

②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織

③調査を行うための第三者組織

(スクールソーシャルワーカー、弁護士、精神科医、学識経験者)

## IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

・調査前に被害児童、保護者に①から⑥を説明をする。

・被害児童、保護者に寄り添った対応を第一とする。

・加害児童、保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

## V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)

・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。

(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)

①文書情報の整理

②アンケート調査の実施(詳細調査の実施P17)

③聞き取り調査の実施(詳細調査の実施P18) → 時系列にまとめて分析する。

④情報の整理(詳細調査の実施P19)

## VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

## VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

・被害児童に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。

・被害児童が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。

・再発防止策を検討する。(詳細調査の実施P20)

・報告書の取りまとめをする。(詳細調査の実施P20)